

令和3年度 名古屋市立大学病院における研究実施奨励制度実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本院が医療法上の臨床研究中核病院を目指すにあたり、本学における臨床研究の活性化と研究水準の向上を図るため、臨床研究を実施する教員に対して支給する「研究奨励費」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究奨励費支給対象の臨床研究)

第2条 研究奨励費支給の対象となる臨床研究は、第5条に定める期間内に申請があり、以下の各号すべての要件を満たす臨床研究として認められ、病院長が承認したものとする。

- (1) 本院で実施する特定臨床研究及び努力義務（臨床研究法第2条第1項に規定する臨床研究のうち、同条第2項に規定する特定臨床研究以外のものであって、平成31年4月1日以降実施するものについては、同法第4条第1項の規定に基づき臨床研究実施基準に従って実施され、かつ、同法第21条及び臨床研究法施行規則第63条の規定に基づき必要な措置を講じたもの。）に該当する臨床研究であること。
 - (2) 令和3年4月1日以降に当院病院長の実施許可が発行されている新規の臨床研究であること。令和3年4月1日より前に開始されている臨床研究は対象外とする。
 - (3) 第3条に定める申請者が当該臨床研究の研究責任医師（多施設共同研究の場合はかならず研究代表医師）であること
 - (4) jRCT(Japan Registry of Clinical Trials)等、臨床研究法に定められた公開データベースに登録されていること
- 2 奨励対象件数は年間15件を限度とする。ただし、当該奨励制度予算内に限り、病院長の判断により年間15件を超えて奨励対象とすることができるものとする。

(研究奨励費の額)

第3条 研究奨励費の額は以下に定める通りとする。

- (1) 開始する臨床研究が特定臨床研究に該当する場合
新規1件につき100,000円を奨励費とする。
- (2) 開始する臨床研究が努力義務に該当する場合
新規1件につき20,000円を奨励費とする。

2 一人で2件以上の奨励費が認められた場合も、前項を適用するものとする。

(申請者)

第4条 申請者は、申請しようとする日において名古屋市立大学大学院医学研究科、薬学研究科または看護学研究科のいずれかに所属する助教以上の医師又は歯科医師であること。

(申請期間)

第5条 申請は令和3年4月1日より令和6年3月31日の期間、受け付けることとする。ただし、直近3年間において奨励対象臨床研究の新規件数が合計45件に達しなかった場合は、病院長の判断により期間を延長することができるものとする。

(申請の手続)

第6条 申請者は、「臨床研究実施申請書（別紙様式1）（以下、「申請書」という。）」を、「臨床研究戦略部（教育研究課学術研究推進係）」に提出するものとする。

- 2 臨床研究1件につき、「申請書」1枚を作成し、申請する件数は、これを制限しない。
- 3 事務局は、別に定める「臨床研究実施申請結果通知書」を申請者に送付する。また「臨床研究実施申請結果通知書」を申請者に送付した場合は、送付順に送付番号を付番するものとする。

(支給決定の通知)

第7条 事務局は申請者に対し支給決定を随時通知する。

2 支給決定の通知は、別に定める「特定臨床研究に係る研究インセンティブ支給決定通知書（様式1）」により行うものとする。

（事務局）

第8条 事務局は臨床研究戦略部（教育研究課学術研究推進係）に設置する。

（その他）

第8条 この要項に定めない事項は、病院執行部が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年2月2日から施行する。